

1 日 時 令和4年7月27日（水）15:30～17:35

2 場 所 W e b 会議

3 出席者

【委員】

椿 広計（委員長）、津谷 典子（委員長代理）、伊藤 恵子、川崎 茂、清原 慶子、  
佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、櫛 浩一、福田 慎一、松村 圭一

【臨時委員】

篠 恭彦、清水 千弘

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、財務省大臣官房総合政策課経済  
政策分析官、経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長、国土交通省大臣官  
房政策立案総括審議官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調  
査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官、北原大臣官房付

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、小山次長、上田次長

政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、稲垣統計企画管理官

4 議 事

- （1）公的統計品質向上のための特別検討チームの審議状況について（報告）
- （2）建築工事費調査の実施状況について
- （3）医療の質の変化を反映した価格の把握手法について
- （4）建設業の財務データを用いたアウトプット型デフレーター作成方法について
- （5）その他

5 議事録

○椿委員長 それでは、少し遅れましたけれども、ただ今から第180回統計委員会と第28回企画部会を合同開催いたします。本日は、秋池委員と村上委員が御欠席です。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、議事次第にあるとおり、公的統計品質向上のための特別検討チームの審議状況、建築工事費調査の実施状況などについて説明がございます。本日はこのような議事にしたいたいと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 本日、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、発言される方は、必ず資料名とページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。また、御発言の際には、冒頭に御自身のお名前をおっしゃっていただきますように、よろしくお願いいたします。

○樫委員長 それでは、議事に入ります。

公的統計品質向上のための特別検討チームの審議状況についてです。特別検討チームの座長の川崎委員から、まず御報告をお願い申し上げます。

○川崎委員 それでは、ただ今から公的統計品質向上のための特別検討チームの審議状況について御報告いたします。

内容に入ります前に、まず、審議状況と申しますか、むしろ、この特別検討チームで議論している対策の位置付けとスケジュールについて申し上げたいと思います。

この特別検討チームで検討している対策の位置付けは、発端のことの重大さも勘案しまして、その扱いについて樫委員長とも御相談した結果、これは統計委員会として建議の形で総務大臣に示す必要があるのではないかということとなりました。また、この後取りまとめる対策は、現在審議が進められている基本計画にも反映する必要があるということで、この取りまとめ期限につきましても、委員長との御相談の上、8月上旬に成果物を取りまとめるということを目指して進めていこうという結論に至りました。

このところ、各府省への「点検・確認」で時間を要するといった事情もありましたが、すでに半年近く審議を重ねて内容も煮詰まってきましたので、近いうちに報告書をまとめる必要があるということについて、委員の皆様のお理解をお願いしたいと思います。

それでは、本題の審議状況について御報告いたします。

特別検討チームは、これまで8回の会合を行ってまいりました。6月17日の統計委員会で第6回までの審議結果を報告しておりますので、本日は、第7回、第8回と7月に2回開催されておりますが、この7回と8回の審議状況を御報告したいと思います。第7回の方では、総務省及び統計委員会における標本設計、推計方法等の取扱いや人材育成、統計リソースの確保について、対策の具体化に向けて検討を行いました。また、第8回では、統計分析審査官に関する対策の具体化に向けた審議と、報告書案の構成案と、それから対策の一部について審議を行いました。第7回の審議内容と第8回の審議内容が重複する部分がございますので、本日は、第8回の審議内容を中心に御説明させていただき、必要に応じて第7回の審議状況も御報告したいと思います。

使用する資料ですが、資料1-1から1-3まで3種類あります。

第8回の会合では、統計分析審査官について審議をしております。この審議の経緯といたしましては、その前の第7回の会合におきまして、特に統計リソースの確保について審議を行いました。その審議で出た意見をまとめたものが資料1-1ということでありまして、これは詳細には御説明いたしません、ここではPDCAサイクルに関するリソースにつ

いて、いろいろな御意見がたくさん表明されております。そういったものをまとめたのがこれでありまして、今後これを整理していくということになります。

このような御意見を踏まえまして、第7回の会合終了後に椿委員長から御意見をいただきまして、農林水産省のように、統計分析審査官が統計の品質管理活動を担うことはできないだろうかということで、そういったことで御提案いただいたということです。

そこで、第8回の会合では、内閣官房から統計分析審査官の現状と課題について説明をしていただき、それを踏まえて、PDCAサイクルの定着に向けて統計分析審査官が効果的な役割を果たすためにどのようなことが必要かということについて議論をいたしました。

統計分析審査官についてですが、現状と課題について内閣官房から御説明いただいた資料を添付しておりますが、これが資料1-2ということです。これをかいつまんで申し上げますと、6ページ目を御覧いただければと思いますが、この資料の6ページ目に、内閣官房から現状と課題についていくつか御説明がありました。まず1つ目は、統計分析審査官は、各府省の統計の品質を維持向上させるために、統計の集計プロセスにおいて、過去の結果との比較による数値の妥当性の確認などを順次導入していくということ。また、統計に誤りが発生した場合の再発防止策の指導、助言を行う、このようなことを役割として活動を開始したということです。

これを令和元年に新設した際には、人材育成のための資格の創設や研修の拡充、誤り発生時の対応ルールの整備も行われたのですが、府省間でかなりその担当職員の能力ですとか、あるいは活動状況に格差があったというのが、振り返ってみると分かっているということです。

統計分析審査官がこのような役割を十分果たすためには、やはり体制の確保ですとか、専門性の高い職員の育成、専門家との連携、あるいは専門家のアドバイス・支援というものが必要だという説明がありました。

これを踏まえまして、構成員の方からいろいろ御意見をいただきましたので、ここで紹介させていただきます。若干項目の羅列のようになりますけれども、1つは、統計分析審査官の持続的活用については賛同する、これは是非続けてほしいということで、統計分析審査官は令和6年度までの時限措置ということとされているけれども、このままでは令和7年度以降いなくなるのは困るということで、統計分析審査官が今後、統計の品質管理について中核的な役割を担うこととし、そのための体制を見直して、配置期間を延長することを提案してはどうかという御意見です。

また、統計分析審査官のデータを見ますと、およそ2割が統計業務の経験がなく配置されているということが今回の点検で分かっております。そこで、このために、統計分析審査官に着実に研修受講と資格取得を行わせるということが必要である。また、外部の有識者などがアドバイザーとして支援することが必要である。さらに、この統計分析審査官を統計研究研修所に兼務させて、必要なときにいろいろなアドバイスを気軽に受けられるようにすべきである、そのような御意見がありました。

また、説明の中で、農林水産省や内閣府の取組が紹介されているわけですが、そこでは、伝統的に専門家が育成されてきたという経緯のある府省であるが、そういった育成が行わ

れてこなかった府省がもう一方にある。そういうことを考えると、例えば統計分析審査官を統計研究研修所に置くこととして、その上で統計研究研修所の機能強化を図っていくことが必要ではないかというような御意見を頂いております。

これらのいろいろな御意見を踏まえまして、私から、いくつかの論点を整理して、このような点を報告書に入れることとしてはどうかと整理させていただきました。7点ほどありますけれども、1つは、PDCAサイクルを定着させるためには、実施部門となるD(Do)の要員を確保するだけでは不十分であって、CAP(チェック、アクト、プラン)といった品質管理に携わる人材の確保が必要であると。

それから、CAPの部分の活動を確実に定着させるため、統計分析審査官は、統計の公表前の審査の改善や誤りの発見時の対応といったことにとどまらず、統計の品質管理全般の中核となるような体制に大幅に見直し、強化していくことが必要ということです。

それから3点目は、PDCAサイクルを支える統計分析審査官を専門技術の面から支えるために、学識経験者、民間の統計品質管理等の専門家を統計分析審査官の技術的顧問、アドバイザーとして活用することが必要。

それから4点目としまして、統計分析審査官には一定の能力のある人材が必要である。可能であれば、統計データアナリストあるいは統計データアナリスト補の資格取得者を着任させるようにする。それが難しいとしても、そのポストに在職中に、そういった統計データアナリスト、統計データアナリスト補の資格取得に必要な研修を確実に受講させる、そういうことが可能になるような仕組みが必要であるということ。

それから5点目ですが、各府省の人材を政府全体で育成することが必要であり、そのために、研修の充実、優良事例の共有、人事交流、実務経験を通じた研さんの機会といったものを付与するということを行っていく必要があるということ。

それから6点目に、統計分析審査官は、品質管理の研修を受けやすくする。また、品質管理の技術的顧問、アドバイザーから頻繁にアドバイスを受けやすい位置付けにする。例えば、統計研究研修所に所属し、各府省で業務遂行することが望ましいということ。

それから最後、7点目ですが、品質管理は各府省で個々に行うこととなるが、品質管理の顧問、アドバイザーを例えば統計研究研修所に置いて各府省を支援するということが望ましいということで、このようなことをこれまでの構成員の御意見の整理として申し上げました。

このようなことについて、構成員から賛同の御意見を頂いております。

さて続きまして、今度は「公的統計の総合的品質向上に向けて」ということで御説明をいたしますが、これは資料1-3の方に資料があります。この表紙のところに、「構成案」ということで骨子が、目次の項目立てが出ておりますが、このようなもので中身を作っていくということにしております。これは、実は今画面に表示されているのはあくまでも表紙ですが、その中身も、今作成してきておまして、その中のエッセンス、アウトラインを書いたものとなっております。この資料1-3は、そういう意味ではかなり最終版の報告書に近いものにはなっておりますが、もう少しこれに文章を肉付けして報告書としていくということとなります。したがって、この内容が最終的な報告書に入ってくるものとお

考えただけならと思います。

この資料は、第8回の会議で配られたものに少し委員の御意見を加筆したようなものとなっております。第8回の特別検討チームの会合からは少しアップデートされた、最終版に一步近づいたものとなっておりますが、これは分量もありますので、事務局の方から資料の御説明をお願いしたいと思います。

○上田総務省統計委員会担当室次長 それでは、事務局から資料1-3につきまして簡単にポイントを御説明させていただきたいと思います。

まず1ページ目ですが、構成ですけれども、「Ⅰ はじめに」、それから次にⅡとして「建設工事統計事案に係る分析と評価」、Ⅲとして「統計作成プロセスにおけるリスクと取組の方向性」、それからⅣが「今後の取組」、それからⅤとして「報告提出後の対応」、それからⅥとして「おわりに」という構成にしております。

中身を説明させていただきます。1ページおめくりいただきまして2ページ目を御覧ください。

まず、「はじめに」ですが、中身は説明しませんが、この報告書の編集方針が上に書いてございます。報告書は、Ⅲまでで基本的なメッセージ、それから事案及び統計作成プロセスの分析、対策、その必要性を記載しております。それからⅣで対策の具体的な内容など詳細な事項を記載してございます。幹部の方にはⅠからⅢまでをしっかり読んでいただきたいという編集方針でございます。

続きまして、Ⅱの建設工事統計事案に係る分析と評価です。1つ目の建設工事統計事案の概要ですけれども、1)の最後、次のページに結論がございしますが、結論としては、合算処理と欠測値補完が併存する二重計上の問題が生じたということ。2)として、国土交通省の担当者が二重計上を認識したにもかかわらず、その旨の公表、訂正の対応を行わなかったという問題が生じたということ。3)として、調査票情報の集約・消去という問題が生じたということを紹介してございます。

次に、2として、統計作成における重大インシデントを定義して、建設工事統計事案の評価を行っております。この報告書では、公的統計においては、結果数値の重大な誤りや数値誤りの継続により速やかな訂正ができない状態など、社会的に大きな影響を及ぼすような問題が発生し、公的統計に求められる役割が果たせなくなるような状況が発生する場合があります。このようなケースを重大インシデントと呼んで、建設工事統計事案における二重計上問題は重大インシデントに当たると整理しております。次の丸で、公的統計関係者は、重大インシデントの発生抑止のために最大限の努力を払う必要があるとしております。

次に、この事案の分析と教訓を記載してございます。分析と教訓は4点ございまして、1つ目が、ポツ1つ目ですけれども、統計作成プロセスの様々な段階で問題が生じること。それから、業務プロセスの一部を変更する際には他のプロセスへ影響し得ることを認識し、業務プロセスの全体像・手順の把握・確認が必要であること。次に、数値の事後的な検証や、誤り数値があった場合の遡及改定のためにデータの保存が重要であること。最後に、誤り事案の的確な対応が重要ということを記載しております。

これが教訓になりまして、その事案と、これまでの政府の取組を一旦整理しております。

最初の丸の1行目ですが、毎月勤労統計事案を踏まえた令和元年の統計委員会建議を受けて開始された取組、3行目まで飛んで、が確実に実施されていれば、建設工事統計事案が重大インシデントになるのを防ぐ上で相当程度の効果はあったと考えられるとしておりますが、下から3行目中ほどから、一方で、実際に事案が発生してしまったのは、それらの取組は試行段階や浸透途上であったこと、通常業務を並行して取組を行うためにはリソースの制約があったこと、誤りの公表には心理的ハードルがあったことも相まったためと考えられると整理しております。

次のページの頭ですけれども、更に新しい考え方なども出たので、その考え方も含めながらブラッシュアップをして重大インシデントの発生の抑止を更に進める必要があるという考え方を示しております。

Ⅲとして、統計作成プロセスにおけるリスクを洗い出して、その取組の方向性を示しております。

まず、建設工事統計事案から抽出されたリスクですけれども、1つ目の丸ですが、表面化した問題の背景には、次のようなリスクが潜んでいるといたしまして、1)ですけれども、統計調査においては、調査対象からの報告誤りなどを含め様々な誤りの要因が存在しているということで、非常に注意深く対応していかなければいけない。ここから、①ですけれども、統計作成の様々なステップでヒューマンエラーが発生するリスク、②として、統計作成プロセスの一部を変更する際に別のプロセスとの不整合を引き起こすリスク、そのほかにも③と④といったリスクがあるということです。

また、2)としまして、様々な業務ステップに誤りが発生する可能性が潜んでいることを十分認識し、誤り防止に取り組むとともに、仮に誤りが発生した場合は、まずは社会やユーザーへの影響を最小限とする観点から、数値誤りの公表や訂正はもちろん、公表していた作成方法との相違など、統計の利用に影響し得る情報の共有などを行うことが不可欠といった観点で、⑤として、問題をきちんと幹部に報告しない、または報告があっても組織として適切な対応が行われないリスクがあるといった事案。

3)として、調査票情報の集約・消去といった非効率で、かつ誤り発生時の遡及訂正に必要なデータが損なわれる処理が長く続いていたということから、⑥過去に発生した誤りが継続し、時間が経過して遡及訂正が困難となるリスクや、⑦社会、環境、技術の変化に対応した手法のチェック・見直し・改善が行われないリスク、このようなリスクがあるのではないかとということです。これが建設工事統計事案から我々特別検討チームが導いたリスクです。

2つ目として、では、このリスクをもたらすプロセスは一般に当てはまるのかどうかというのを検証したのが2以下になります。リスクをもたらす統計作成プロセスの特性として、一般的なプロセス、企画、実査、審査・集計、結果公表・提供そして評価といった、多段階に統計の作成プロセスがあるということを示しまして、次の丸の1)ですけれども、統計作成は、多様な種類の業務が複合し、多くの関係者が携わる総合プロジェクトであるといったことをうたっております。ここの総合プロジェクトは、多様なプロセスから様々な人が関与するといったことから、下の矢印の文ですけれど、①から⑤まで、建設工事統計事

案と類似したリスクがあるといったことを記載しております。

それから一番下の2) ですが、長期的かつ反復継続的な業務であるといったことから、ポイントだけお伝えしますと、次のページの矢印まで行きますが、⑥、⑦といった建設工事統計事案から類似するリスクが、やはり一般的な統計でもあるのではないかとということです。

このようなリスクに対応する取組の方向性として、特別検討チームでは、今後の取組を以下の10の項目に整理をしております。10の項目ですけれども、1つ目のグループがトータルクオリティマネジメントの推進ということで、PDCAサイクルの確立と業務マニュアルの整備・共有の改善。業務マニュアルに記載のない事態が生じた場合の対応。変更管理の取組の導入。遅延調査票の取扱いの明確化。

ガバナンスのための組織内外のコミュニケーションのグループとして、誤りの発見・発生時の適切対処の組織風土の定着、徹底、備え。それから、地方公共団体や民間事業者との目的意識の共有と十分な意思疎通の確保。

続きまして、デジタル化による人間系ミスの低減として、デジタル化の推進。

それから総合的取組といたしまして、品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上と人材育成。それから各府省の体制強化。中央統計機関の相談対応の充実と体制強化としております。

それぞれの1つずつの取組につきまして、関連リスクを明示しながら、その意義を文章で語ってございます。

ここからは説明は割愛させていただきまして、具体的な取組の内容と点検結果について併せて説明をさせていただきます。12ページに進んでいただきたいと思います。この対策を具体化するに当たりまして、点検・確認を実施いたしました。そのデータと併せて対策を御説明させていただきたいと思います。

まず、PDCAサイクルの確立と業務マニュアルの整備・共有の改善ですが、取組の内容といたしまして、i) ですけれども、各府省は、2行目最後から、令和4年度後半に事後検証を実施する予定となっている基幹統計から順次、その業務マニュアルについて、業務プロセスの業務内容に対応した記載内容となっているか。業務マニュアルで作成を定めている成果物や業務記録が作成・保存されているか。共有の範囲や方法は適当かといった点について確認を求めるとしてあります。

ii) として、総務省は、建設工事事案及び点検・確認の結果を踏まえ、まずは建設工事統計、建築着工統計に係る統計作成プロセス診断を令和4年度に先行実施するとしております。理由は後ほど説明いたします。

次のページへ行っていただきまして、iii) といたしまして、総務省は、上記の結果を踏まえ、各府省における業務マニュアルの適切な整備を促し、業務マニュアルに記載すべき内容の目安を示す「統計作成ガイドブック」を策定する。最後の行ですけれども、「点検・評価ガイドライン」や「統計作成プロセス診断の要求事項」の改定も併せて総務省は行うとしております。

これを受けまして、各府省は事後検証を行うとともに、策定された「統計作成ガイドブ

ック」に沿って業務マニュアルの改定を行い、それに基づき業務を遂行し、成果物や業務記録の作成・保存を行う。その際に、業務マニュアルの整備・更新やP D C Aサイクルの定着に当たって、統計幹事はリーダーシップを発揮していただきたいとしております。

最後にv)として、2行目後半ですけれども、「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行うとしております。

こちらに関連する点検結果につきまして御説明いたします。14ページをまず御覧いただきたいと思います。この中で、一番下の「加えて」ですが、マニュアルの中に、調査票の記入内容が正しいにもかかわらず、集計システム上の都合などのために調査員、実施機関及び統計作成府省自らが調査票の内容を書き換える処理を指示する記載があるかどうか確認したところ、1点だけ、1月26日の統計委員会で既に報告している毎月勤労統計調査について該当する旨の報告が厚生労働省からございました。

次のページです。点検の確認の結果で、マニュアルについて組織内で共有しているか、それからそもそもマニュアルは有るか無いか、そういったことを確認しております。52の基幹統計に確認を実施しておりまして、マニュアル無しの列を見ていただくと、1が立っているところがございます。これは国土交通省でリカバリーをしている建築工事費調査であり、マニュアルがない状態でリカバリーをしているという状況でございます。それから、組織で共有しているマニュアルが有るか無いかですけれども、マニュアル有りで、その差が2つほど立っていると思いますが、これは建設工事受注動態統計の関連で、正直に御報告をいただけたと考えております。

それから、表1-2がページ数のボリュームを見てございます。字が小さくて恐縮ですが、同じ、表1-2は月次統計、次の表は全ての統計調査ですけれども、月次統計に限っても、ボリュームだけで決まるわけではございませんが、相当程度の差があったということでございます。

それから表1-4ですけれども、マニュアルの改定に関してですが、特に4)改訂時の管理職が検討に加わっての業務の課題等の把握ということで、行っているマニュアルはないというのが6統計です。それから一部のマニュアルしかやっていないというのが18統計。全てのマニュアルでやっているというのが約半分程度という状況でございました。

続きまして次の取組でございます。業務マニュアルに記載のない事態が生じた場合の対応といたしまして、i)総務省は、「統計作成ガイドブック」において、2行目中ほど以下、例外措置を行った場合、またはその時々事情により業務マニュアルに記載された対応以外の対応を行った場合には、その記録を残すべき旨を盛り込む。それから、各府省は、それを踏まえまして、i)の業務マニュアルに例外事項を加えるかどうか、また、業務マニュアルの記載内容を見直すかどうかを適時検討いただくということにしております。

それから次の対策を御紹介いたします。変更管理の取組の導入です。18ページの頭になります。1つ目の取組として、各府省は、統計作成プロセスの変更時におけるリスクを低減するため、特に統計作成プロセスの重要な変更を行う場合には、その変更内容が他の業務プロセスに与える影響の有無について確認を行う取組を確実に実施するという。それから、それを担保するために、総務省は、各府省における変更管理の取組を支援するた



め、特定の業務プロセスの変更が他の業務プロセスに影響を及ぼした事例、変更管理によって問題発生を未然に防いだ事例等を収集・整理し、各府省に情報提供するといったこと。それから、統計作成ガイドブックにそういった事例や手法を掲載するといったこと。それを踏まえて、各府省は業務マニュアルに必要な改定を行う。「さらに、」以下ですけれども、総務省は、統計研究研修所における基礎・応用の段階的に区分されたレベル別研修に、この変更管理の手法を順次盛り込んでいくといった対策を記載しております。

この関連で点検を行ってございます。19ページの『点検・確認』から分かったこと」の3行目中ほどからですが、変更があった43の基幹統計調査全てにおいて、変更管理の影響がないかどうか確認を行いましたかという点検をしたところ、一応全て行ったという状況でした。ただし、「もっとも、」以下ですけれども、プロセスの変更を行った業務の担当者が他のプロセスの影響まで確認している場合もあれば、プロセスの変更を行った業務の担当者が、他の業務の担当者に変更箇所と変更内容の情報提供を行うにとどまっている場合もあるといったことで、一定の水準を今後確保するような対応をしていく必要があるということが分かりました。

続きまして、遅延調査票の取扱いの明確化です。20ページ冒頭ですけれども、まず1つ目として、各府省は、各統計調査の特性に応じ、以下の遅延調査票への対処基準に沿って遅延調査票を処理するというので、対処基準を示しています。この遅延調査票への対処基準は、遅延調査票を集計に利用する場合の典型的な取扱い例として想定されるパターンを示したものです。

定義として、遅延調査票ですけれども、遅延調査票とは、提出が回答期限に間に合わず、本来の集計対象月の月次集計に含めることができなかった調査票のことをいいます。速報に間に合わなかったこととお考えいただきたいと思います。

この遅延調査票を集計に使用するパターンですけれども、一番標準的なパターンとして、月別集計が速報、確報など複数の段階に分けて公表されるパターン。いろいろ書いてございますが、速報には使わないけれども確報で使用するパターン。月別集計の確報には、年別集計の公表に合わせて公表される場合なども含まれるとしております。

それから、2)が暫定的に使用するパターンで、今後、下のⅢ-2)及び3)の見直しが必要であるという条件の下に、暫定的に認められるものと整理しています。ア)が発生、廃止等の変化の報告を求める場合であって、遅延調査票を集計に加える必要があるパターン。これは具体的には、発生、廃止等の変化を求める場合であって、過去の報告値の累積として当月値を算出する場合や、前月値に当月の変化分の報告を加えたものを当月値として算出するもので、遅延調査票を月次集計に即座に反映しないと正確にならないので反映するといった必要があることから、遅延調査票を提出された月の月別集計に使用するパターンです。これは、条件として、Ⅲの2)に記載しておりますけれども、上記Ⅱ-2)-ア)のパターンについては、提出された月の月別集計に使用した遅延調査票を事後に遡って反映する処理の導入や月別集計の廃止を含め、月別集計の在り方を検討するとともに、遅延の原因を確認して改善策を検討することが必要という条件を付けています。遅れて反映させているので、遡って反映することが必要ではないかという問題意識でございます。

それから、イ)として、これは国土交通省のように年別集計に正確性を置いているので、暫定的に合算をするといった場合です。こちらも、条件として、Ⅲ-3)ですけれども、月別集計に確報を導入することや月別集計の廃止をすることなども含めて、在り方を検討するという前提で暫定的に認められるパターンというふうに整理しております。

これらの基準をお示ししまして、ii)ですけれども、各府省は業務マニュアルに遅延調査票の取扱いを記載して、その確認を事後点検において定期的に行うということ。それから、総務省は、この遅延調査票の取扱いが対処基準に沿って実行されるように、ガイドブックに記載をしたり、統計作成プロセス診断で確認をしたりするといったことをiii)で記載しております。

点検確認の結果ですけれども、21ページの最後の注書きでございます。先ほど言った開設・廃止等の取扱いについては、医療施設調査が該当していたということで、こちらに記載をしております。

次のページを御覧になっていただきたいと思います。遅延調査票の発生の状況ですが、月次・四半期の統計調査22のうち、発生無しが6、発生有りが16、そのうち数を把握していないのが4、数を把握しているものの分布が以下ようになっていたということです。

それから4-2として、各処理の状況ですけれども、一番上の1)が、これは国土交通省のような合算はなかったということ。それから、確報で反映させているといったものが10統計。その他に処理したのが、先ほど説明した医療施設調査の1統計、そのほかに年報で反映しているものや、使っていないといったものが1統計と4統計であったということでございます。

続きまして、次の対策を御紹介いたします。誤り発見・発生時の適切対処の組織風土の定着、徹底、備えでございます。23ページです。

まず1つ目として研修等です。前段がありますけれども、中ほどからですが、このような取組を推進するため、総務省は、各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員を対象としたマネジメント研修等において、内閣人事局や統計・品質管理の専門家の協力を得て、こうした組織文化を確立するための技術指導を行ったり、また、統計作成プロセス診断の場などを活用して、各府省における取組やヒヤリ・ハット事案の報告を受けて専門家の指導を受ける機会を設け、その結果を横展開するといったこと。

2番目といたしまして、総務省及び各府省は、統計の作成を担当する職員に対し、誤り発生時の対応ルールの浸透を図るための研修を行う。また、総務省は、各府省の統計関係職員が、誤り発生時に適切な対処を行ったかどうかについて、人事評価において評価が行われるように努めるとしております。

それから、現在作業中ですが、情報の保存、記録の作成についても対策を記載する予定でございます。

点検・確認の結果です。次の24ページです。各府省の統計幹事に、令和3年度中の誤りの発生の状況について確認をさせていただきました。全体で60件の誤りが発生して、訂正、公表されたということでございます。いずれも誤り発生時の対応ルールに沿って処理がされていまして、重大インシデントにはつながっていないということが確認されました。

続きまして、6の地方公共団体や民間事業者との目的意識の共有と十分な意思疎通の確保です。まず、各府省は、一部の業務プロセスを地方公共団体や民間事業者に委託している統計調査の実施に当たっては、その準備の段階から、これらの者と意思疎通を十分に行う。それから意見聴取も行うとしております。

2番目として、総務省は、2行目以下ですが、統計作成プロセス改善の好事例の横展開を図るといったこと、それから統計作成ガイドブック、点検・評価ガイドライン、統計作成プロセス診断の要求事項の内容について必要な改定を、これらを推進するために行うことにしております。

続きまして、26ページのデジタル化の推進です。第1の取組としては、総務省、統計センターは、調査対象者がe-Surveyを用いた回答を行う際の利便性を向上させるために、1つ目のポツの中ほどですけれども、HTML形式、マクロ無しエクセル形式など、電子調査票の多様化を図る。それから、調査対象者によるデータ入力の手間を軽減するため、ファイル取り込み機能を実装する。それから、現在電話や電子メールで行われている調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などをオンライン調査システム内で行えるような機能を充実、実装するといったことにしています。

それから2番目として、総務省、統計センターは、汎用的な集計ツールの開発について検討し、その成果を政府統計共同利用システムを通じて各府省に提供するとしております。このほかに、この提供に併せて、当該集計ツールの活用方法や外注管理に関する研修を開始するとしています。また、e-Statについても機能の充実を図るとしております。

3番目として、各府省は業務マニュアルの整備等を行う際に、集計システムの仕様について、担当者が現状の処理内容を理解できる文書とするなど見える化を図りながら、また、汎用ツールなども使いながら、システム全般を改善して、審査等のデジタル化を進めるとしてしております。

4番目として、総務省は、デジタル技術を活用した業務マニュアルの更新状況の管理、効率的な更新・保存の在り方、統計作成プロセスの標準化の推進、関係者間のコミュニケーションの効率化等について引き続き技術的な検討を行うとしております。

点検・確認の結果ですけれども、27ページの一番下段でございます。今回、60件の誤りのうち、回答者の記入誤りや事後訂正、これはオンライン調査で何か解消ができないかといったこと。それからプログラム誤り、集計誤りといったものは汎用システムで何とかならないのかということで、このような誤り事例があったということを御紹介しておきます。

続きまして8番目ですけど、28ページになります。品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上と職員の人材育成です。

1つ目の対策ですが、中ほど第2パラグラフですけれども、「総務省は、」からです。各府省の統計幹事に期待される役割を分かりやすく整理して示すとともに、学識経験者や統計・品質管理の専門家の協力を得て、統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員を対象とした統計作成プロセスの特性に即したマネジメント研修を開発し、異動時期に効果的に実施するとしています。

2つ目として、総務省は、幹部・管理職員の人事評価について、品質管理などをこの評

価対象に加えるように努めるとしております。

3番目として、各府省の統計部局以外の幹部・管理職員についても、このような学びができるように、総務省は各府省の幹部・管理職員を対象として行われる既存の各種研修などに対して必要なコンテンツの提供などを行うとしております。

それから職員の育成ですけれども、4番目ですが、総務省は、2行目中ほどからですけれども、統計データアナリスト、統計データアナリスト補の資格取得状況などの管理の在り方を検討し、また、統計データアナリスト、統計データアナリスト補の資格取得者へのメリット付与など、取得促進のための方策を検討するとしております。

5番目として、総務省は、以下のア)～エ)の内容を盛り込んだ、各府省の職員に対するレベル別研修を行う。そのほかに、情報提供できるようなコンテンツを充実するとしております。さらに、オンライン研修を充実するとしております。

最後の6番目ですけれども、各府省は、統計部局以外の職員に対しても、統計の品質の重要性や統計法令などの基本的な内容を盛り込んだ研修を行うことを求めています。

31ページの9の各府省の体制強化以降ですが、ここからはまだ報告書の形で特別検討チームでも議論をしておりません。参考までに、これまで議論をした資料や、座長の取りまとめについての記述をしております。もしコメントがあれば、委員の方々からもコメントをお願いしたいと思います。

1つだけ、1ページおめくりいただきまして、32ページの各府省の統計の作成体制、小さな字で恐縮ですけれども、統計ごとに、マークの真ん中は字が小さくて恐縮ですけれども、業務量を勘案した実人員相当という、統計ごとに何人が張りついているかといったデータを示しております。ざっと縦に見ていただくとすぐ分かるのですが、国土交通省が特に小さな数値になっているということが分かるかと思えます。

それから最後、33ページ、10の中央統計機関の相談対応の充実と体制強化です。こちらはまだ報告書の形で特別検討チームにおいて議論をしておりませんが、そこまでに提示した資料や、座長の取りまとめを掲載しておりますので、こちらはもしコメントがあれば、委員の方々からのコメントをお願いしたいということでございます。

それから最後ですけれども、報告提出後の対応です。対策については、3行目以下ですが、5年度以降に実施となる取組は、今年度末に決定が予定されている「公的統計の整備に関する基本的な計画」に盛り込むこと。その際に、従来の取組等も総合的に勘案して、全体的な見直しを行うといったこと。それから最後、統計委員会としては、今回の対策の効果の発揮状況を踏まえて、必要に応じた見直しを行うことも含め、この対策自身のPDCAサイクルを回していくとしています。その際、対策の効果を把握するため、今回、複数名の委員から、これはどうするのかといった質問があったと記憶しています。この点検・確認の結果を踏まえたアウトカム指標を定め、モニタリングを行うとさせていただいております。

「おわりに」ですけれども、真ん中ですが、この報告は、行政機関が担う統計作成プロセスにおけるリスクの対応に視点を置いた対策を中心に提案をしています。マイナスをゼロに戻すといった対応ですけれども、ただそれだけではなくて、公的統計の品質向上のために

は、このような取組に加えて、ユーザーのニーズにかなうものとなるような調査事項や調査対象範囲の見直し、回収率の向上などのための取組、代替的な情報源の開発などの取組が必要ということです。このため、今後こうした取組について、公的統計の整備に関する基本的なプラスの方の取組については、審議において引き続き検討を行ってほしいとことを記載してございます。

すみません、長くなりましたけど、私からの報告は以上となります。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告について、何か……。

○川崎委員 すみません、もう少し説明を続けさせていただいてよろしいでしょうか。

○樫委員長 はい、よろしく願いいたします。

○川崎委員 すみません。

今、第8回の特別検討チームの報告という説明の中で、この報告書案ということで御説明をさせていただきましたが、もう少しだけ特別検討チームの状況や、あるいは座長としての私自身の考えなども少し申し上げておきたいと思います。といいますのは、御存じのとおり、こういう報告書の案ですので、まず、私自身心がけましたことは、特別検討チームの皆さんの御意見をできるだけ反映するようにして入れたということで、その辺りは、私と事務局でよく文案を練っていくということで工夫して書いてみたつもりです。ということで、今私が申し上げているのは、第7回、第8回の特別検討チームの状況の報告だと申し上げておりますが、実質的には一番大事なものは、この後、統計委員会の建議として出していただく報告書の案、これが一番審議内容のメインであったということを申し上げたいということです。

先ほども少し申し上げましたけれども、第8回の会議では、この資料1-3より少し前のバージョンの紙を出して、特別検討チームの皆さんに御審議をいただいたのですが、そこでいろいろ御意見を頂きました。その御意見はできるだけこの中に反映させたつもりですので、前のバージョンと、そこで頂いた御意見を御説明するのは省略させていただきます。できるだけその御意見を反映したということです。

その上で、この報告書の取りまとめのスタンスについても少し御説明を特別検討チームでもしておりますので、その辺りも少し補足的に申し上げておきたいと思います。

1つは、これは、タイトルは「公的統計の総合的品質向上に向けて」ということになっておりますが、一体これは誰を読者層としてターゲットとするかということがございます。といいますのは、どうしても統計の品質というと、現場の実務の担当者を視野に入れたものになりがちだと思われ、また、各府省の中ではそういうふうを受け止められるおそれがあるということをお大変危惧しておりました。そういうこともありますので、むしろ本当に大事なものは、各府省の幹部、トップマネジメントの意識だということで、そういった方々が総合的品質管理に意識を持ってもらう、そしてリーダーシップを発揮してもらう、そういうことをできるだけ冒頭の「はじめに」のところではっきり書いていこうということです。したがって、実は、読者層の大きなターゲットは幹部の方々という意識でやっております。中の記述でも、現場の担当職員だけでは解決できない問題はいろいろあるというこ

とが大事な意識であるということです。

それから2点目に、もう1つ大事なのが、なぜこのような取組が必要かということで、只今、詳しい取組の内容の御説明がありました。何をやるかということだけではなくて、なぜやるかということが大事だという意識を持ってこれを作成することとしております。ということで、最初のⅠ、Ⅱ、Ⅲ章の辺りが、その「なぜ」をしっかりと書いて、第Ⅳ章の「今後の取組」が何をやるかということになっております。「なぜ」のところの説明で、今、上田次長から御説明がありましたように、まずは、建設工事受注動態統計の中から抽出されたリスク、これはこれだけの問題ということではなくて、公的統計全般に通ずる一般的なリスクであるということで、その対策として一般化して対策を述べていこうということです。そういうことで、どういう考え方でこれに取り組まなければいけないのかということとを述べたのが、このⅡの分析と評価ということになるわけです。

それから、この中でもう1つ大事なのが、毎月勤労統計の対策との関係ですが、これは、この統計委員会でも話題になりましたけれども、あれは何だったのか、効果はなかったのかというような御質問とか、いろいろな見方があったかと思いますが、これは検討した結果、やはりあれは一定の効果があったけれども、まだ浸透途上であった、まだ欠けている部分もあったというという評価であります。したがって、ここで提案している対策は、一から対策を考えるということではなくて、毎月勤労統計のときに出された取組や対策の考え方、それを踏襲しながら、欠けている部分をいかに補うかということが基本となっております。ですので、ここの1から10までの対策はいろいろありますけれども、実はかなりの部分は前回の考え方がベースになっていて、それを更に深掘りしたというようなものになっていると御理解いただけたらと思います。

それから、もう1つ大事なのは、全体的な考え方ということですが、やはりエラーを防ぐ、あるいは重大インシデントを防ぐということ、これが大きな課題で、今回かなり大きな社会的・政治的な問題にもなったということがありますが、そういう事態に至らないようにするためにどうしたらいいかということですが、もう一方で、ヒューマンエラーをゼロにするのは難しいというのは、これまでも何度も議論に出ていたとおりであります。そこで、ここで述べている考え方で非常に大事なのは、エラーを悪とみなすのではなくて、エラーを隠すことの方が悪だと。むしろそこをきちんと表に出して社会への影響を極小化するとともに、また、それを基に改善につなげていく、そういう考え方が大事だということをはっきり述べているということで、その辺りは、これまで以上にそういったことをより鮮明に述べているというのがこの報告の書き方の特徴となっていると考えております。

その上で、第Ⅳ章の「今後の取組」というところになるわけですが、ここでどういった取組項目の分類、配列がいいかというのは、実は第8回の特別検討チームの会合でも議論がありまして、そういったことを踏まえて、これはかなり私と椿委員長とで議論もしながら整理したのですが、このような配列で、大きな分野を4つに分けてA、B、Cと、最後に総合的取組ということで整理をしてみたという形であります。もっといい並べ方や整理の仕方はあるのかもしれませんが、恐らくこのようなところが自然なものではないかな

と考えております。ということで、こういう取組を書いたのがその中身となっております、今、上田次長から、ここについても丁寧に説明があったとおりです。

それから、もう1つ申し上げておきたいのは、各府省に対して、点検・確認ということで、統計の業務についての取組状況を確認するということをやっておりました。これはかなり時間がかかった作業ではありましたが、それを、ただ報告書で何か数字をまとめるということではなくて、できる限りこの説明の中に入れていくということで、この「今後の取組」の中に、なぜこの取組が必要かということで、点検・確認でこういうことが分かっている、だから必要なのだということ、できるだけ説得力を持たせようという意図で入れているということになっております。そのようなことから、特にⅣの部分はかなり大部となっているということでもあります。

ということで、このような報告書を、最終的にはもう一度特別検討チームで議論して、これで最終版というものにまとめていきたいと思っておりますが、もちろんその過程では、統計委員会の皆様の御意見を頂いた上で、そういった議論をしていきたいと思っております。

本日、この資料は初めて統計委員会の方に御覧いただいたものであり、大部でもありますので、十分御覧いただく時間はなかったかと思いますが、もちろん御意見がいろいろ今の段階でおありでしょうし、また、この後もお持ちかと思っておりますので、ひとまずこの辺りで御意見を頂いて、それをまた次の特別検討チームの審議に反映させていけたらと考えているところであります。

以上、この説明だけでかなり長くなりましたが、この後も報告書の取りまとめというのが目先に迫っておりますので、少し詳しく、時間もかかった説明になって恐縮ですが、御理解いただければと思います。

では、委員長にお返しいたします。

○**椿委員長** どうもありがとうございます。取りまとめの方向性、どういう意味で作られているかということについても御説明いただいたと思います。

ただ今の御報告につきまして、何か御質問等あれば、是非よろしく願いいたします。

福田委員、よろしく申し上げます。

○**福田委員** 大変すばらしい形でおまとめいただいていると思いますし、基本的な方向性に関しては大変よろしいのではないかと思います。

個人的には、「おわりに」に言及された問題というのが非常に大事だと思っております、こういうマイナスの問題、つまり失敗を恐れていい統計をプラスに作るのを犠牲にはしてほしくないということなのだと思います。例えば、遅延調査票が今回は大きな失敗の原因だったわけですが、もちろん遅延調査票を全然使わないで統計を作れば、ミスは起こりにくいし、遅延調査票を複雑に織り込んで正確な統計を作ろうとすれば、ミスは起こりやすいわけです。しかし、何かあまりにもマイナスを恐れて、失敗を恐れて、せっかくある統計を十分使わないような仕組み作りとか、そういうのはないようにはしていただきたいということだと思います。

これは報告書の趣旨とも全く反しないと思っておりますけれども、統計のプロである限りは、

失敗をしないような努力をすると同時に、やはり得られた調査票はできるだけ使って正確な統計を作る。その作業というのは複雑なものになるかもしれないけれども、それに伴う失敗もある意味では恐れず、いい統計を作っていただくということが大事なんだろうと。そういう意味では、今回の報告書というのは、全般的にはマイナスの失敗をいかに防ぐかということが大きな主眼だったとは思いますが、これをどういうふうに解釈するかについて、「おわりに」に言及されていたのはよかったと思っています。やはりマイナスを恐れてプラスのことは犠牲にするということではないのですよということ、統計のプロとして、よりよいプラスの使えるデータを正確に使いながら、失敗なく正確な統計を作っていくということだということで、皆さんに趣旨として理解していただくことを個人的には望んでおります。

すみません、音声があまりよくなくて、申し訳ありませんでした。

**○樫委員長** どうもありがとうございます。統計委員会全体で非常に重要な御指摘ではないかなというふうに拝聴いたしました。「おわりに」の部分で、その部分をきちんと書き込んでいくということが大変重要かなと思ったところです。

津谷委員、お待たせしました。よろしくお願いします。

**○津谷委員** 津谷でございます。

今朝、資料の1-1から1-3をいただいたため、私自身もその内容をまだ十分にそしゃくしていないのですが、特に資料1-3の特別検討チームの報告書について、先ほどご説明を伺って、関係者、委員の皆様、そして事務局の皆様のここ数か月間にわたるご努力は大変なものであったと思いました。多くのエネルギーと時間を使われたことと思います。その御尽力に対して、まず感謝と、それから深い敬意をここに表したいと思います。お疲れさまでございました。そして、ありがとうございます。まだ報告書は完成しておりませんので、これからまだ一押し、二押し、頑張ってくださいということになるかと思っております。どうぞ宜しくお願いいたします

この資料1-3は、川崎委員もおっしゃったように、各府省の実務担当者だけに向けたものではなく、むしろ、各府省の幹部に向けて書かれたものであり、幹部職員の皆様には是非これを読んでいただきたいとのこと。私も本当にそうだと思います。なぜなら、ここに示されている事柄の多くが人事や予算に関することであると思っておりますので、国土交通省の建設工事統計をはじめとする公的統計全般の改善のためにも、各府省の幹部職員の皆様に、ここに書かれていることを理解していただかないことには、いろいろな課題の根本的な解決に至る道が開けないのではないかと思います。

そして、そこで何をやるのかももちろん大事なのですが、なぜそれをやらなくてはいけないのかについて理解をしていただく、特に幹部の皆様に理解していただくことが大変重要かつ必要なことだと思います。

先ほど福田委員もおっしゃいましたが、このマイナスを今度はゼロに戻すべく努力することが次に必要になります。その際、何度も申し上げますが、ヒューマンエラーをゼロにはできない。いいかげんに仕事をしてはもちろんいけません、完璧をめざして仕事をして、ヒューマンエラーは起こるものとして取り組む必要があると思います。エラー



を隠すことが一番いけないのであって、間違いが起こった後、それにどう対応するのが重要ということを理解して、内に籠もらないで、できる限りその情報を共有して前向きにやっていくことで、ゼロからプラスにする取組が可能になるのではないのでしょうか。

この特別検討チーム報告書は包括的であると同時に、そこには具体的な事例がたくさん挙げられています。聞き取りをされた結果も、ここにまとめられています。この数値が重要なのではなく、その数値を報告することで、自分たちの取組が何だったのかということ各府省が理解することが大変重要だという川崎委員の御指摘は、そのとおりだと思います。

報告書の内容は詳細で多岐にわたりますが、ここで指摘された事柄をきちんとそしゃくして、それを何とか統計作成プロセスのインテグラルな一部として定着させていく方策について、私たちも考えていかななくてはならないと思いました。それが、今回の報告書に対する現時点での私の感想です。

最後に一言付け加えますと、ご説明になった統計分析審査官の現状と課題についてですが、分析審査官の設置は令和元年に始まった5年間の時限措置であるということです。延長するべきだという意見が多く出されたということですが、私もそれに賛成です。さらに理想をいうと、延長ではなく恒久化が望ましいのではないのでしょうか。いきなり恒久化は無理だろうと思いますが、恒久化を目指して延長するという方向性を考えてはいかがでしょうか。統計データアナリストも大事ですが、統計収集・作成の現場にとって、統計分析審査官というポジションを時限措置ではなく、きちんと永続的なものにしていくことが必要ではないかと思います。

この報告書を見ると、各府省の統計職員の経験には大きな差があるようで、その結果として、能力や活動状況に大きな差が出ているのではないかということですが、経験や能力が低い部分を底上げしながら、研修や経験の共有などを通じて、全体としてうまく底上げをしていていただきたいと思います。そのためのプッシュのひとつとなるのが、この統計分析審査官のポジションの恒久化を目指した延長ではないかと考えます。

長くなりました。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○樫委員長** どうもありがとうございます。トップに対して言うべきことと、それから統計分析審査官についてもポジティブに御指摘いただいたと思いました。どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。白塚委員、よろしく申し上げます。

**○白塚委員** すいません、包括的な資料と報告書を作っていただいてありがとうございます。私も皆さんのコメントにあまり追加することはないで、そういう意味で、ヒューマンエラーが起こり得ることを前提に、それをどうやってできるだけ抑止していくのかという視点で、1つだけ質問があります。多分32ページだと思うのですが、ページの記載がない、最後の方に職員の数があります。

この表に業務量を案分した実員相当数という数字があります。これよりも従事する職員の数の方が小さい統計が多くあり、小さい統計なので、他の統計との掛け持ちということなのだと思いますけれども、こういう統計というのは、一人で全部やって、誰もチェッ

クしない、クロスチェックの体制が全くないということなのではないでしょうか。人員配置の中で、クロスチェックをするとか、そういうことは考慮に入れていないのでしょうか。私には、2よりも小さい数で統計を作る人員を考えるのがよく理解できないのですが、その辺はどのようなふうにこの報告書では考えられているのでしょうか。少し教えていただければと思います。

○上田総務省統計委員会担当室次長 この表の先ほど紹介した真ん中の列は、業務量を案分した実員相当数にしていますが、その隣に実員数というのがありまして、実員相当数が1.0となっても、その横の実員数には3などの数字が立っていると思います。それは、例えば3人で3つの調査をローテーションして担当している場合は、1つの調査には1が立ってしましますが、その時期によって、それぞれチェックをし合ったりするという体制が一応構築されているというふうに想像いたします。

○白塚委員 分かりました。では、この業務量の中にはクロスチェックとか、そういうことはあまり考慮されないということですよ。

○上田総務省統計委員会担当室次長 すいません、クロスチェックとか、そこまでは確認をしておらずに、1人の人間が3つの調査を……。

○白塚委員 いや、この業務量を按分した実員相当数は、そういうクロスチェックをするとか、そういうことは何も考える必要がないということなのか。今は、そういうことだということなのかもしれないですけども、複数の統計を担当するところで、それが実務上、影響はないということは、この統計の中では、どういうふうに理解すればいいのかというのが、今の説明でよく分からなかったのですが。

○上田総務省統計委員会担当室次長 すいません、クロスチェックとか、その辺は……。

○川崎委員 川崎です。これは、あくまでも、とにかく各府省からの申告ベースの表ですので、これから何をどう読み取るかというのは大変難しいところであり、また、実態がよく見えてない、そこで記入の仕方もちょっと迷っているところもあるかもしれませんが、恐らく実態は先ほど上田次長から述べたとおりであろうと思います。

実はこの項目は、前のページが各府省の体制強化というところの項目の中の説明資料ということですので、今の白塚委員のお考えは、この次の特別検討チームの中でも、そういう御意見があったことを話題に出してみても、この数字自体を直すとか、そういうことよりも、これを踏まえてどうするか。例えば、1つの統計を1人しかやっていないのではチェックのしようがないのではないかと、そういう問題意識だと思うのですが、そういうことについて、もう少し何か踏み込んだことを書くとか、そういうことを少し検討してみたいと思いますが、そういうことでいかがでしょうか。

○白塚委員 結構です。是非よろしくお願いします。

○川崎委員 ありがとうございます。

○樫委員長 どうもありがとうございます。実際にマニュアルにそういうことが書き込まれているのかなどについては、プロセス診断を行う中で確認すべき案件だなどと思いながら聞いておりました。

清原委員、手が挙がっております。よろしくお願いします。

○清原委員 ありがとうございます。私は、特別検討チームの一員でありますけれども、この機会に委員会でも発言をさせていただきます。

まず、このたび椿委員長と川崎座長におかれましては、公的統計の総合的品質向上に向けた特別検討チームの検討内容について、統計委員会からの建議として総務大臣に提出していただく方向で方針を決めていただいたこと、本当に有意義で感謝申し上げます。

と申しますのも、もちろん、今後検討を詰めていく基本計画への積極的な反映の機能を持っている検討だと思いますが、併せてこのタイミングで、やはり来年度予算編成や人事の問題を考えていく上で、この建議を踏まえた早めの対応をしていただくためにも、この時期の建議の提出というのは有意義だと思うからです。

そこで、もう少し意見を申し上げます。今回、資料1-3の1ページに構成を書いている部分で、今後の取組のところに分かりやすくA、B、C、そして総合的取組というふうに、仮に論点を集約してお示しいただきました。このような整理の仕方は、やはり私たちが考えているトータルクオリティマネジメント、そして、統計作成プロセスの中で、どういう分野に力点を置いて改善していくかということを知りやすくする意味で、有り難かったと思っています。

ただ、1点だけ、Cのデジタル化による人間系ミスの低減というところですが、確かにデジタル化は人間系ミスの低減にも効果はありますが、全体としての統計作成プロセスの品質向上に向けても幅広い効果も考えられることから、人間系ミスの低減など品質向上とか、そんな感じにしていいただければと思います。

3点目ですが、Bのガバナンスのための組織内外のコミュニケーション、課題の6番目に「地方公共団体や民間事業者との目的意識の共有と十分な意思疎通の確保」ということが明記されています。これは、実は極めて重要なポイントであると市長経験者としても重く受け止めています。

と申しますのは、今回、点検確認をさせていただくときに、どのように活用するかということをご各府省に御説明をして積極的にご答えをいただきました。その結果は、12ページ以降の今後の取組の随所に、点検確認から分かったことが整理されているのですけれども、そのことは、1つに、各府省が本気で改善したいと思って回答していただいたからこそ実態を踏まえて提言できたというメリット。そして、PDCAサイクルの確立と業務マニュアルの整備・共有の改善のところ、総務省としては、各府省のマニュアルづくりを第一義的に尊重するけれども、点検・評価のガイドラインの精緻化、あるいは統計作成ガイドブックも改めて作成するというふうに、各府省の取組を第一義的に尊重するけれども、それをしっかりと総務省が支えていくといった各府省間の連携が明記されているわけですが、法定受託事務として取り組んでいる地方公共団体や、調査や集計に連携している民間事業者もまた重要なパートナーでございますので、そのことについてしっかりと6において触れているということは、まさに全体としての公的統計の品質向上の担い手がきちんとそろって一緒に邁進していくというメッセージとして、大変有意義であるというふうに思います。

最後に、これから議論します9番目、10番目のことについてですが、先ほど津谷委員も

はっきりおっしゃってくださった統計分析審査官については、恒久化を目指した時限措置の延長をと言ったこと、私、実は8回目の会議で同じことを申し上げて、是非、恒久化を願いつつ、少なくとも任期の期限の延長をと申し上げた者としては、樫委員長が提案された統計分析審査官が、まさに品質向上のPDCAサイクルの重要な担い手として期待される存在であるということを再確認させていただきましたので、是非、人材について参議院の警告も踏まえながら、私たちとしても二度と重大インシデントを起こさないように、人材への配慮について、今ある人材の活用を含めて提言できればなと思いました。

以上、本当に建議という方向で統計委員会から提出されることの意義、そして、本気で取り組んでいる各府省の皆様の取組に私たちの強力な支援のための建議となりますことを確信して、この取組の推進を願っております。

以上でございます。どうもありがとうございます。

**○樫委員長** どうもありがとうございます。私も限られた期間に、非常に真摯に点検に協力していただいた各府省には感謝申し上げなければと思っていますところ。また、今ありましたように、これを統計委員会が建議として出すということに関しても力強く御賛同いただいたこと、有り難く思います。

いかがでしょう、ほかに。よろしいでしょうか。

**○川崎委員** それでは、ありがとうございます。いろいろ貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございます。

この次、特別検討チームの会合がありますので、そこでも御紹介をしながら、しっかり報告書の中で、そういったお考えをうまく取り込んでいくというふうにしていきたいと思っています。

次回の特別検討チームの会合が恐らく報告書取りまとめの最後ということになりまして、それを踏まえて、この統計委員会に最終版の報告書の案を出させていただくことになるというふうに思います。

先ほど申し上げましたとおり、全体として8月上旬には取りまとめたいという目標としておりますので、それまでかなり時間がタイトになっております。本日、お読みいただく時間がかかなり限られていて、十分御覧いただけなかった方も多かったのではないかと思いますので、是非、御意見がある場合には、お気づきの点をメールで事務局にお送りいただけたらというふうに思います。

なお、大変恐縮ですが、この後のスケジュールもありますので、30日中には事務局に届くように、できるだけ御協力をいただければと思いますので、お忙しいところ恐縮ですが、どうぞよろしく願いいたします。

ということで、これからまた引き続き最終的な報告書の取りまとめに特別検討チームの皆様のお協力をいただきながらやってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、長くなりましたが、私から報告は終わりです。

**○樫委員長** どうもありがとうございます。7月30日までにコメントを頂戴するということですね。これをできる限り反映するとともに、場合によっては、次期の基本計画の中に

書き込むようなこともあり得るのではないかなというふうに思っているところです。

それでは、最後に私からコメントしたいと思います。

まず、川崎座長からも冒頭に説明があったとおり、特別検討チームで議論している内容を取りまとめた報告書というのは、建議として統計委員会から総務大臣へ提出することとしたいと思います。統計委員会として意思決定したいと思いますので、この場で確認させていただけますでしょうか。この建議を出すことに御賛同いただけますでしょうか。

特に御異議ございませんね。どうもありがとうございます。それでは、特別検討チームの報告は建議として取りまとめることとしたいと思います。

また、スケジュールについても特別検討チームで審議している対策の内容は、基本計画にも反映させていくことが必要ですので、8月上旬には統計委員会として決定する必要があります。そのために残されている時間は限りがあるという状況です。その中で、手戻りができるだけ起きないように、本日、川崎座長と事務局から説明いただいた内容について、本日の発言以外に御意見があるようでしたら、先ほども申し上げましたけれども、できましたら今週中に事務局が受領できるようにメールでお寄せください。伏してお頼み申し上げます。

次回の特別検討チームでは報告書の審議を行うことになるかと聞いておりますので、その場で統計委員会の皆様の意見も併せて対応していただくよう、川崎座長にはどうぞよろしくお願いいたします。

その後、臨時に統計委員会を開催して、報告書案の決議を行いたいと考えています。大変タイトなスケジュールで恐縮ですが、このようなスケジュールで進めたいと思いますので、統計委員会委員の皆様方にも御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

また、川崎座長はじめ特別検討チームの皆様におかれましては、いよいよ最後の仕上げに向けた追い込みという形で、いろいろな文案の整理等々あると思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に移ります。建築工事費調査の実施状況についてです。政策統括官室と国土交通省から御報告、よろしくお願ひいたします。

**○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 総務省の統計審査官をしております山形と申します。

この後、建築工事費調査について、国土交通省の方から説明いただきますが、まず私の方から、これまでの経緯について簡単に補足させていただきたいと思います。ノンペーパーで失礼させていただきます。

建築工事費調査につきましては、本年3月に調査の遅れが判明したということで、4月20日の統計委員会におきまして、提出期限の変更について御審議、御承認をいただいたところでございます。

その審議の中では、まず、リカバリーに全力を挙げて取り組んでいただきたい。とはいえ、リカバリーを拙速に行うことで、更に問題が発生しないようにしてほしい。あるいはリカバリーに伴う報告者の負担増加に配慮した対応をしてもらいたい、といったような御

意見を頂きました。

そして、答申文の中では、統計委員会として、国土交通省から適時適切に報告を受けるなど、調査の実施状況について注視する必要があるとの指摘を受けているところでございます。

そして、今般、遅れが生じておりました令和3年1月分から令和4年4月分の調査票の提出期限である6月末が過ぎましたので、このタイミングで調査の進捗状況について、国土交通省から御報告いただくものでございます。

また、同じく遅れが判明しておりました産業連関構造調査、こちらは一般統計調査でございますけれども、これについても併せて御説明いただきたいと思っております。

では、国土交通省、よろしく願いいたします。

○樫委員長 よろしく願いいたします。

○大澤国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 国土交通省の政策立案総括審議官をしております大澤と申します。よろしく願いいたします。

それでは、早速、説明させていただきます。

最初に、建築工事費調査の進捗の状況についてでございます。資料2の1ページ目でございます。まず、建築工事費調査のフローを簡単に御説明いたします。

建築物着工統計調査では、建築主から建築工事届というのが建築基準法に基づきまして都道府県の方に提出されまして、国土交通省に集まりまして集計しております。この統計表の中から抽出いたしまして、実際の工事高が最終的に幾らだったかというのを調査するという仕組みでございまして、国土交通省の方で抽出をした後に、②、③とありますけれども、建築工事届の写しを都道府県から再度いただきまして、そこには工事の施工者の情報もあるものですから、そういったものを基にしてリストを作り、調査票を④、⑤で回収するといったような仕組みになってございます。

次の2ページ目でございますけれども、スケジュールでございます。統計委員会の委員の方々の御理解を得まして、4月20日に承認をいただきました。その後、早速、調査票の配布ということでございます。

まず、配布の前に各業界団体の方に出向きまして、建設団体、それからハウスメーカーなどの団体でございます。今回、このようなことで、一度に調査票を配られることになるという経緯も御説明して、それぞれの会員企業の方々に周知をいただくというような手続を経た上で配布いたしました。

その後、回答期限が6月30日になっておりまして、オンラインの回答が基本ということで、今回は実施しております。今後、9月30日までに集計・推計も含めて作業いたしまして、公表する予定ということで進めてございます。

それでは、少し具体的な数字を次の3ページになりますけれども、御説明いたします。

調査票の回収の状況の数字でございます。まず、調査票は8,159件の発出をいたしました。7月20日現在の回収数でございますが、5,713ということで、約7割の回収を得たというのが現在の状況になっております。

基本的には、途中、6月上旬から電話による督促や郵送による督促なども実施しており

まして、回収数としての目標である約5,000、数値としては一応達成したような状況になってございます。

ただ、現在、作業の状況でございますが、回収された調査票、回答内容の確認作業が必要になります。やはり着工時と完成時の金額の差異があまりにも大きいような回答も中には散見されるところでございます、桁間違い等入力 of 誤りもありますので、これから丁寧に確認作業して、しっかりとした調査票の補正をしているところでございます。

今後の対応でございますけれども、引き続き回答内容につきまして、しっかり確認作業した上で、推計を含めた準備を行いまして、本年9月末までに結果を公表する予定でございます。

次の4ページ目でございます。今回の調査方法についての報告者の受け止めの状況でございますけれども、まず、オンライン化の話在先ほどもいたしました。今回、基本、オンラインで答えていただきたいというようなことを郵送の中にも書かせていただきましたし、そういったことで少し誘導もいたしました結果、90%がシステムを活用して報告いただいたという結果になっております。

ただ、大手の調査対象件数が非常に多過ぎて、例えば100件以上あるようなところがあって、そうすると一個一個QRコードを読み込むのはかえって手間がかかるというようなことが判明いたしました。そういうところは、実は文書での回答となったということなどもございます。今後の課題でございます。

それから、多数の調査票が一度に行くというようなことでの配慮をすべきという御指摘がございました。それについては、先ほども御説明申し上げましたけれども、建設業、ハウスメーカーの業界団体に出向きまして、実は私自身も行きましたが、説明を行いまして、会員企業に対する周知を御依頼いたしました。

さらに、地方整備局の方にも、実はこのようなことで今回調査、遅れて一度に来るので、業界団体の方には大変迷惑をかけるという話をしまして、各団体と接触する機会は整備局の方が多いので、地方支部の方にもきちんとした協力依頼をお願いしたりというようなことで、準備をしまりました。

また、調査対象件数が50件以上の報告者が5社ございまして、私どもの方が直接訪問しまして、各企業の方の御理解を得て、調査のリストを御提供し、お願いしたようなこともございます。

また、10件以上の報告者に対しましては、建物のリストも併せて送付したり、あるいは今回、これは全報告者に対してですが、オンラインの回答用のQRコードに1枚つづりで工事届、要はどの工事の分だったか分からなくなってしまうことがないように、1枚つづりにしたというような工夫もいたしました。

それから、調査依頼に対する協力の状況、最後でございますが、目標回答数は、先ほど申し上げたとおりでございます、一定の協力を得られていると考えてございます。

最後、5ページでございますが、産業連関表につきましても、申し訳ございません、少し遅れているところを御承認いただきまして、ありがとうございます。今急ぎ、これについても進捗を見ているところでございます。これも8月31日が提出締切りになっており

まして、鋭意、回収を進めているところでございます。

以上でございます。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告につきまして、何か御質問などあれば、よろしく願いいたします。松村委員、よろしく願いします。

○**松村委員** 御説明ありがとうございます。最初にこのお話を伺ったときには、正直どうなるのだろうと思いましたが、今のところ、一応目標以上の回収に至っているということで、一安心しています。大体平年でも回収率は7割強くらいということでしょうか。

また、資料2の4ページにありますように、報告者に対しても様々な御配慮と丁寧な御対応をしていただけたということで、この点に関して感謝申し上げます。

御参考までに伺いたいのですが、今回50件以上が5社、あと10件以上のところにもリストを送ってというお話があったと思いますが、多いところ、要は10件以上とかあるところは、今のところ、大体どれぐらい提出されたというイメージでしょうか。ざっくり教えていただければと思います。

○**大澤国土交通省大臣官房政策立案総括審議官** すいません、まず回収率ですが、今まで都道府県が回収していたということもあって、比較することはちょっとできないということで、御容赦願いたいと思います。

それから、先ほどの10件以上の報告者が大体どれぐらい返ってきているのか、そこまでの分析がまだできておりません。基本的には、大手企業の100件とか、何十件かあるようなところを中心に我々がお願いして回ったところもある程度、今回の回収率が7割ということにもつながっているのかなというふうに考えているところでございます。

○**松村委員** 分かりました。件数の多少や、大手と中小といった企業規模での提出差などについて、集計が一段落したところで教えていただければ、我々としても今後の参考になるのではないかと考えています。よろしく願いします。ありがとうございました。

○**樫委員長** そうですね、今は大変だと思いますが、最終的にそういう振り返りをいただければと思います。よろしく願いします。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントしたいと思います。

建築工事費調査の遅れの回復につきましては、まとめて回答することになる報告者への配慮などがなされ、現時点で目標回収数を確保している、リソースを増員して審査を行っているという状況の説明があったところです。

国土交通省におかれましては可及的速やかに遅れを回復する取組が進められているという点を統計委員会として確認できたと考えております。また、同じく遅れを生じていた産業関連構造調査の一部についても、リカバリーが進められているというようなことでございました。

いずれにしても、4月の本委員会答申でも指摘したように、拙速な対応によって公表数値の品質に問題が生じることは避けなければなりません。したがって、引き続き、細心の注意を払いつつ、着実に事務を進めていただければと思います。審査にはかなり増員をし



ているということもあって、その品質的なことについても配慮いただいているのだろうと思います。

また、建築工事費調査については、前回の答申で各種課題を指摘しておりますので、再発防止を含めて、調査の改善に向けた検討も引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の方は以上でございます。どうもありがとうございます。

それでは、次の議事に移ります。内閣府では医療の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究成果を公表したとのことで、本日の委員会では、その提供を受けております。

研究内容そのものについては既に個別に御紹介いただき、また御意見も頂戴しているところです。また、時間の制約もありますので、ここでの説明は割愛したいと思ひます。もし頂戴している資料の内容に関しまして御意見などがあれば、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。それでは、私の方からコメントさせていただきます。

我が国では医療費の増大が続き、国内総生産に対する割合も上昇傾向にあります。このため医療の質の変化を反映した価格の把握というのは、E B P M（エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング）という観点から、また経済へのインパクトという観点から、非常に重要な課題と考えております。

無論、一言で医療サービスといっても非常に多様な内容がございますし、また、それらが日々進化し、高度化しておりますので、それらを総合する形で1つの価格指数を算出するのは容易なことではないと考えております。

一方で、医療サービスについては、様々な情報が蓄積され、また、利用可能な形で提供されています。このため価格指数の算出に関して、複数のアプローチを想定することができるよう思われます。その意味では、今回の研究成果も含めて、検討すべき課題はまだ多く残されているというのが正直な印象でございます。

したがいまして、次期基本計画において医療の価格に関する課題をどのように取り上げるのか、今後もしっかりと審議させていただきたいと考えております。

私の方の取りまとめは以上でございます。どうもありがとうございます。

それでは、次の議事に移らせてください。総務省統計委員会担当室では建設業の財務データを用いたアウトプット型デフレーター作成に関する研究の結果を公表したとのことで、本日の委員会では、その提供を受けておるところです。

これも研究内容そのものについては既に個別に御紹介いただき、また御意見も頂戴しているところです。また時間の制約もありますので、ここでの説明は割愛したいと考えます。これにつきましても資料の内容に関しまして御意見などあれば、お願ひいたします。

よろしいでしょうか。特に御意見ないようです。

それでは、私からコメントさせていただきます。

建設サービスは、建築と土木から構成されます。先月の統計委員会では肥後東大教授から建築サービスについての御報告をいただいたところです。また、土木サービスに関しては、令和3年2月の企画部会において、委員会担当室から公共土木についての研究成果が報告されております。今回の報告は、建設サービス全体に対して新たなアプローチを提案するものでございました。

今回の提案は、依拠する考え方自体が簡明でありまして、また、公表されている統計の活用により指数算出が可能であるなど、実務を担う担当者にとっては、以前に御報告いただいた研究よりも扱いやすい手法と考えられます。また、概念上、品質変化の問題もある程度クリアしているように思われるところです。

いずれにしましても、建設サービスに関しては、一通りの研究成果が出そろったところでは、例えば基礎研究段階にある医療などと比較すると、研究の成熟度も相対的に高いように思われるところです。今後は実装を展望しつつ、さらなる検討を進めるようお願いいたします。

私の方の取りまとめは以上でございます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。日本銀行では、今般、小売サービス価格の把握手法について調査されたとのこと。小売サービス価格の把握につきましても、現在の第Ⅲ期基本計画にも記載されているため、今回、統計委員会への情報提供をお願いしております。

それでは、御説明、よろしくお願いいたします。

**○東 日本銀行調査統計局物価統計課長** 日本銀行調査統計局物価統計課の東と申します。御紹介いただいたとおり、今回、小売サービス価格の把握手法について御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

図表1を御覧いただければと思います。そもそも小売サービス価格の把握が求められている背景をご説明すると、SNAの精度向上の一環として、小売サービスの実質値の精度向上が求められています。この点、第Ⅲ期基本計画にあるように、内閣府が小売サービス価格の把握手法を検討する際の材料を、日本銀行から提供することを目的にしております。

図表2では、小売サービス価格指数の利用ニーズをまとめております。最大の利用ニーズは、いわゆるデフレーターニーズと考えており、小売サービス価格の把握手法の研究は、GDP統計の精度向上に寄与するものと認識しております。そのほか、生産性の分析のための利用に加え、景気判断や企業の価格設定行動の分析への利用が想定されます。

図表3は、小売サービスの概念整理となります。まず、小売業は、(1)のとおり、個人用または家庭用消費のために商品を販売するものとなります。具体的なサービスは、(2)のとおり、商品の仕入れや販売を通じて、メーカーに代わり商品の販売代理を行うと同時に、消費者の購買代理を行う、いわゆる商流機能を提供するサービスと定義できます。

ただ、実際には、(3)のとおり、商流機能に付随する他の機能、具体的には、物流機能や保管機能、または情報伝達機能も、小売サービスには含まれると考えています。

図表4では、我が国の小売業の現状を整理しています。(1)のとおり、GDPにおける小売業のシェアをみると、2020年で5.7%となっており、長期時系列では大体5%前後で安定的に推移しています。(2)のとおり、小売サービスの内訳をみると、国内取引額が99%を占め、内訳として、家計消費段階が8割と、大半を占めていることがお分かりいただけたと思います。

図表5では、小売サービスの計測方法をまとめています。小売サービスの名目生産額は、名目の小売マージン額、つまり、図表の濃い青色の名目販売額から水色の名目仕入額を控

除した額と定義されます。その実質値の計測方法を4つ挙げており、①のように、名目の小売サービス生産額を小売サービス価格指数で直接的に実質化する方法があります。また、②のように、ダブルデフレーション、すなわち名目販売額をCPIなどの販売価格で、また、仕入額をPPIなどの仕入価格でそれぞれ実質化して、その差分を計測する方法があります。この①と②の2つの方法が推奨されており、①は米国やカナダで、②は韓国で採用されています。

ここからは、推奨されている①と②の2つの手法に関し、小売サービス価格指数を作成するための実査の方法について、米国とカナダの例を御説明したうえで、最後にダブルデフレーションによる計測例を簡単に御紹介いたします。

図表7にお進みください。ここからは実際の小売サービス価格指数の実査の事例をまとめています。図表7は、どういう国が小売サービス価格指数を作っているかですが、米国やカナダ、ニュージーランド、豪州が作成しています。今回は月次データを公表しており、内訳指数まで作成している米国とカナダに対して、公表資料では分からない実査方法の詳細をウェブ面談などで確認し、まとめています。

図表8では、米国とカナダで対象としているサービス、つまり小売サービスの内訳業種を示していますが、ほとんどの業種をカバーしていることが分かります。カナダでは、無店舗小売のみ対象外となっていますが、今後、取り込みを進める予定であると聞いています。なお、無店舗小売には、店舗を持つ企業がネット販売などを行うときの小売サービスは含まれていないため、純粋に店舗を持たない企業がネット販売を行う場合が該当します。

図表9で分類編成をみると、米国では、左側の産業別指数の内訳のとおり、スーパーマーケットやコンビニエンスストアといった業種別の指数を公表しています。また、右側の商品別指数では、例えば食品・酒類小売業を作成しており、スーパーやコンビニで売っている食品のほか、酒類のマージンをそれぞれ束ねた指数も作成しています。

SNAではコモ法が基本となるため、商品別指数をデフレーターとして使うのが推奨されていることから、米国では商品別指数をデフレーターとして使用しています。一方、カナダでは、ウェイトデータの制約などから、産業別指数しか作成していないということです。

図表10では、小売サービス価格調査をどのように行っているか、まとめています。(1)のとおり、原則的には、小売業者から販売単価と仕入れ単価を聴取し、その差分を小売サービス価格として捕捉しています。もっとも、企業のデータ管理上、直接、聴取出来ない場合には、販売単価とマージン率を聴取する事例も多いと聞いています。

また、多くの商品を扱う小売業においては、調査対象の代表性や継続性を確保する観点から、(2)のとおり、類似した商品群の平均マージンや企業全体の平均マージンなど、集計対象を広く設定した平均マージン額を調査することを優先していると聞かれました。

図表11にお進みください。SNAの発生主義の概念から考えると、販売単価は販売時点の時価、仕入れ単価は販売時点における販売商品の再調達価格、つまりその時点の時価を原則とすることになります。もっとも、企業の計数管理上、把握が困難な場合には、報告負担を考慮して会計情報を用いた取得原価ベースの仕入れ単価も相応に採用していると聞か

れております。

図表12では、具体的な企業への調査方法をまとめています。調査の際は、本社への一括調査を行っている事例が多いと聞かれました。その背景として、全社レベルでマージンを聴取できることのほか、価格動向の背景をヒアリングする際に本社の方が価格戦略に精通していることが挙げられます。なお、カナダでは、より包括的なデータを取り込むために、食品小売業から仕入と販売両面のPOSデータを直接受領する例もあると聞かれました。

また、オルタナティブ・データの活用事例として、自動車小売業の調査では、小売業から聴取するのではなく、データベンダー提供の販売価格と仕入価格を利用して指数を作成していると聞かれています。

このように、原則として、同じ小売業者から販売価格と仕入価格、両面のデータを調査するため、調査負担がかなり大きくなりますが、(2)のとおり、販売価格はCPI部署とデータを共有することで、調査先の調査負担の軽減を図っているとの話も聞かれました。

図表13では、サンプリングについてまとめています。原則、企業規模や売上高で層化した上で確率比例サンプリングにより、調査先と調査サービスを選定しています。(2)のとおり、品質を固定したサービス価格を調査するため、調査サービスの選定に当たっては、数量・単位、取引種類といった価格動向差を生む可能性のある条件を特定し、調査しています。(3)のサンプル数に注目していただきたいのですが、こうしたサンプリングを行った上で、米国では約6,000、カナダでは約5,500を調査していると聞かれています。

図表14では、サンプリングの際の課題を挙げています。(1)の赤色の棒は小売業に属する更に細かい業種の寡占度を示すグラフであり、左側では寡占度が低く、右側では寡占度が高くなります。丸で囲んでいる箇所、寡占度が高い業種と寡占度が低い業種の2つに山があります。寡占度が高い業種として、例えば電子機器販売店があり、寡占度が低い業種として、ベーカリーなどの専門食品店があり、小売業と一口に言いましても二極化していることが分かります。

実査上は、寡占度が高い業種では一調査先への依存度が高くなる一方、寡占度が低い業種では調査企業数を多く設定する必要があります。また、詳しい説明は省略しますが、価格動向差が大きい業種ではサンプル数を多くするなど、精度維持のためにコストを掛けていることも聞かれました。

図表15では、サンプリング上のもう1つの課題である、EC取引の捕捉についてまとめています。カナダのCPIにおけるオンライン価格の変動と価格改定頻度をみると、いわゆるダイナミックプライシングと言われるように、価格変動が大きく、改定頻度も高いという特徴があります。そのため小売サービス価格調査でも、層化抽出やサンプル数を多く確保する必要があると聞かれています。

また、実査上の課題として、EC事業者は寡占度が極めて高く、アメリカでは、上位1社で約4割、上位10社で約7割占めていると聞かれており、シェアの高い企業に調査協力を得られるか否かも実査上のポイントとなります。

図表16では、異常値などへの対応についてまとめています。小売サービス価格は、販売価格から仕入価格を差し引くマージンを調査するため、比較的価格変動率が大きくなりま

す。異常値検出のために一定の閾値などを設定し、価格変動の大きさを確認するとともに、サービスの属性に変更がないか、調査先に随時確認する等、作業が随時発生すると聞かれています。

サービス属性に変更があった場合には銘柄の変更などを行いますが、一時的な変動の場合には、類似商品グループの価格変動率で補完することになります。また、販売価格と仕入価格の評価時点のずれなどにより、マイナスのマージンとなる場合があるため、1つ1つ精査し、類似商品の価格動向で補完するといった、きめ細かい対応をしなければいけないことも聞かれています。

図表17では、ウエイトと指数算式をまとめていますが、米国、カナダともにマージン額をウエイトに使用し、5年ごとに更新しています。基本的には政府統計から計算していますが、調査銘柄を品目に束ねる際は、調査先から別途マージン額のウエイトを聴取していると聞かれました。

図表18では、物価指数を作る際の一般的な品質調整方法をまとめており、小売サービス価格でも、調査対象や取引条件が変更された場合には、品質調整を行うことが原則になります。

図表19にお進みください。小売サービスでは、サービスの品質の変化に起因する価格変動の評価は非常に難しく、課題が多いことが聞かれました。実査では、図表の左側のとおり、新旧のサービスの品質は無視し得ると考え、価格変化の全てを純粋な価格変動と捉える直接比較法のほか、中央のとおり、逆に新旧サービスの価格差の全てを品質変化とみなす、オーバーラップ法という比較的シンプルな調整を適用することが多いと聞かれました。

そのような品質調整自体を回避するために、右側のとおり、品質一定の条件を損なわない範囲で、集計対象を広く設定した平均マージン額を調査することで、調査銘柄の変更の頻度を下げ、品質調整の適用頻度を下げる工夫をしていることも聞かれたところです。

図表20にお進みください。今回の小売価格調査のまとめとなりますが、米国とカナダの事例をみると、小売で取り扱う商品の種類は豊富であり、かつ商品のサイクルが短く、小売サービスといっても様々な機能を有しています。そのため、品質固定や品質調整といった物価調査の基本を押さえることが難しいことが分かりました。また、異常値も相応にみられることなどから、きめ細かい価格の精査が必要になります。さらに、寡占業種と小規模企業が多い業種の二極化が進んでいることから、業界に合わせた調査の工夫も必要であり、実査の難易度は高いことが分かったところでもあります。

それに対応するため、米国とカナダでは、小売サービス専属のエコノミストを3～6人配置した上で、各地のフィールドオフィスに企業開拓要員として50人程度を在籍させており、運用面でも相応のコストが掛かることが分かりました。以上が小売サービス価格の実査に関するまとめとなります。

ここからは、実質小売サービスの生産額を計測する上で、価格指数でデフレートする手法と同様に推奨されているダブルデフレーションについて、簡単に御紹介させていただきます。

図表21にお進みください。小売サービス価格指数の作成が難しい場合は、ダブルデフレ

ーションが望ましいとされています。韓国の例を御説明しますと、名目販売額や名目仕入額は、基準年では経済センサスなどを利用し、年次では国税庁のデータなどにより推計したうえ、それぞれ対応する物価指数、つまり販売額であればC P I、仕入価格であればP P Iなどを用い、ダブルデフレーションを実施しています。

図表22にお進みください。我が国では、残念ながら、販売額、仕入額のデータについてタイムリーに入手することが困難なため、現状では、ダブルデフレーションの適用は難しいと認識しています。

そうした現状から、我が国では、名目小売サービス額を、産業連関表のサービス額をベンチマークとして販売額の伸び率とマージン率の伸び率で延長推計することで、いわゆる販売額と仕入額を使わずに、直接延長推計したうえ、C P Iなどでデフレートし、実質化していると認識しています。

もともと、2022年以降の「経済構造実態調査」では、小売業の販売額と仕入額が捕捉可能になるため、今後は、ダブルデフレーションによる実質値の計測の適用可能性は高まるのではないかと認識しています。当然、この場合は、小売サービス価格は、インプリシットに算出されることになります。

図表23にお進みください。最後のまとめとなります。冒頭申し上げましたように、実質小売サービス生産額の正確な計測は、G D P統計の精度向上の観点から、重要と認識しています。

実際、小売サービス価格を調査している米国やカナダでは、小売企業の協力を得ながら作成しており、これが理論的に最も適当な手法である一方、実査の難易度は高く、相応にコストが掛かることも、今回ヒアリングで分かりました。

また、韓国では、小売サービス価格を作成せず、ダブルデフレーション法により、実質小売サービス生産額を計測しています。

最後、繰り返しになりますが、現状の我が国では、ダブルデフレーションの適用は難しいものの、2022年以降の「経済構造実態調査」を利用すれば、実現可能性が高まると認識しております。

私からの報告は以上でございます。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明について何か御質問などあれば、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特に御質問ないようなので、私からコメントさせていただきます。

日本経済における小売業の規模は相応に大きく、その活動に関する価格の把握というのは重要な課題です。今回、この難題につきまして、海外の取組も含めて包括的な整理がなされたということは、課題解決に向けた大きな一歩と考えられます。

情報を提供いただきました日本銀行に対しましては、統計委員会としても感謝したいと考えております。また、内閣府や関係府省におきましては、今回の整理を踏まえて、この課題にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

統計委員会としても、次期基本計画において、この課題をどのように取り上げるのか、

改めて審議していく必要があると考えます。関係の委員の皆様方には、是非よろしくお願  
い申し上げます。

私の方は以上でございます。

本日、用意しました議題は以上となります。

○白塚委員 すいません、椿委員長がまとめられた後で申し訳ないです。

○椿委員長 とんでもありません。是非、白塚委員、よろしくお願いたします。

○白塚委員 感想ですが、実査した方がいいのしょうけれども、実査は結構ハードル高  
いというのが今の話を聞いていた率直な印象です。かつ実査するのであれば小売物価と  
仕入れとセットで調査した方がいいということだとすると、日本の実情でいけば、小売物  
価統計調査を拡充するということになるのしょうが、それも現実的ではないのかなとい  
う印象を持ちました。

ダブルデフレーションがいいというか、必ずしもそこはあまりよく分からないというか、  
まだよく考えがまとまっていないのですけれども、結局、そういう方向性になっていかざ  
るをえないのかなというのが、今の話を聞いていての感想です。

○椿委員長 どうもありがとうございます。専門的な見地でコメントいただき、感謝申し  
上げます。そうですね、経済構造実態調査というものも踏まえて、実現可能性の話があり  
ましたので、その辺、今後、検討課題とさせていただければというふうに思います。

一応、私の方はさっき取りまとめましたけど、議事録的にはそういう形で、私の後に発  
言があったという形でまとめさせていただきます。

それでは、先ほど申し上げましたように本日用意した議題は以上でして、次回の委員会  
の日程について事務局から連絡いただければと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会につきましては調整中ですので、また別  
途、御連絡いたします。

○椿委員長 以上をもちまして第180回統計委員会・第28回企画部会の合同開催の部分  
を終了したいと思います。